

令和6年度 岡山市立藤田中学校 部活動ガイドライン（活動方針）

I 本校が目指す部活動

岡山市が目指す部活動

部活動を通じて、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、スポーツや文化・科学に親しむ基礎を培う資質・能力の育成を図るとともにバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができるようにする。

部活動の意義（本校で特に大切にしたいこと）

部活動には、生徒や教職員にとって次のような様々な意義があります。

- 異年齢との交流の中で、互いに認め合い、励まし合い、高め合う経験を積み重ねることができ、学校の授業や学校行事では得られない貴重な体験ができる。
- 自主的・自発的な活動を通して、学校生活を豊かで充実したものにできる。
- 生涯にわたってスポーツや文化・科学に親しむ能力や態度を育てることができる。
- 自己の存在や責任を見つめ、豊かな人間性や社会性を育成することができる。
- 生徒同士および教職員と生徒との信頼関係を深めることができる。

部活動は教育課程に含まれない教育活動ですが、学校教育の一環であり、本校では、校訓「自主・自立」、学校教育目標「自ら学び心豊かにたくましく生きる生徒の育成」の実現を目指して実施していきます。

II 部活動の運営について

1 適切な運営のための体制整備

- 部活動に係る本活動方針を学校ホームページで公開します。また、年間・月間の活動計画等を作成し、文書等で配付します。
- 生徒が安全に活動を行えるようにするために、生徒および教職員の負担が過度とならないよう、大会・練習試合等を含めた日常の練習についての活動計画をたてます。
- 部活動の設置について、生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、安全にかつ円滑に活動できるように努めます。
- 部活動顧問者をひらき、各部の運営について情報交換するとともに、適切な運営にむけて研修等を行います。
- 部活動の運営方針や活動計画、会計等について、保護者に周知していただくため部活動保護者会を年1回以上開催します。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 生徒の健全な成長の観点から休養を適切にとることが必要であること、過度の活動が生徒の心身に負担を与え、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等正しく理解します。生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう、効果が得られる指導を行います。
- 研修等を通して、生徒一人ひとりがそれぞれの目標を達成できるよう、合理的な練習方法や指導方法について、理解を深めます。
- 体罰やハラスメントの根絶に向けて研修等行うとともに、全ての指導者は、体罰や

ハラスメントについての行使が、生徒の人間としての尊厳を否定するものであると再認識し、指導を行います。

3 適切な休養日等の設定

- 週当たり2日以上の休養日を設けます。ただし、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」とする。）は少なくとも1日以上を休養日とします。
- 1日の活動時間は運動部・文化部ともに（実動の活動時間を意味しており、会場への移動、準備、片付け、ミーティング、複数校で実施する練習試合の試合間の休憩、大会等の発表間の休憩、見学等は含まない。）、平日2時間以内、休業日（長期休業期間中及び「週末」を含む。）は3時間以内とします。ただし、大会等への参加などによりやむを得ず土曜日、日曜日の両日活動した場合は、代替休養日を確保します。また、代替休養日については、月間、年間単位で定めることもあります。
- 閉庁日3日間、年末年始の休日を含み、1週間程度の連続した休養期間を年に2回設けることとします。
- 始業前の活動については、1日の活動時間を含み、学校生活や家庭等へ配慮した上でを行います。

4 安全管理と事故防止について

- 生徒が常に安全に活動できるよう指導監督体制を整備し、適切な安全管理を行います。
- 研修等を通して、事故の未然防止や事故の発生時に適切な対応ができるよう教職員の共通理解を図ります。
- 気候変動等による事故防止、とりわけ夏季の部活動における熱中症事故の防止について、暑さ指数等を参考に学校の置かれている環境や生徒の実態に応じて生徒の安全確保に向けた取組を進めていきます。また、こまめな水分や塩分の補給、休憩時間の確保などにも努めていきます。

5 その他

- 本校では、子どもたちとの信頼関係を深め、多くの教員・部活動指導員が多角的に子たちを見守り、成長を促すことができるよう努めています。そのため複数顧問制を採用しています。しかし、昨今の働き方改革の観点や教職員数の減少、生徒のニーズなどを踏まえ部活動の縮小も視野に入れて考えていく必要があります。
- 本ガイドラインは、岡山市教育委員会が策定した「岡山市部活動ガイドライン」を受けて策定したものであり、ここに記載されていないものについては、「岡山市部活動ガイドライン（改訂版）」に準じるものとします。